

仕様書等に関する回答書

平成31年2月22日

福島県教育委員会教育長

件名	福島県教育センターほか100施設の電気供給業務
質問事項	
1	「委任状（社長→福島支店長）」の提出により「一般競争入札参加資格確認申請書」以降の書類について、福島支店長名で提出してよろしいでしょうか。
2	「委任状」の委任期間の記載方法について、「自」を提出年月日、「至」を平成32年5月31日と記載してよろしいでしょうか。
3	履歴事項全部証明書（写）の提出について、発行月日等の条件はありますでしょうか。
4	電気供給契約書について、弊社が落札した際には、弊社の供給条件等に合致しない箇所について、協議し修正いただくことは可能でしょうか。（具体的には、契約超過金の支払い、電気料金の支払期日、延滞利息等） または、弊社の契約書での締結も可能でしょうか。あるいは、供給条件等の内容について覚書の締結は可能でしょうか。
5	支払期日について、契約書（案）10条（3）によらず、別途覚書の締結により、当社が支払期日を指定することは可能でしょうか。
6	当社が指定する支払期日を超過した場合に当社が指定した延滞利息を支払うことは可能でしょうか。
7	電気料金の支払いについて、契約書（案）第10条には「請求書」との記載がありますが、口座振替にてお支払いいただくことは可能でしょうか。
8	支払方法を使用場所全てについて口座振替に統一いただくことは可能でしょうか。また、その協議窓口を一本化していただくことは可能でしょうか。
9	仕様書3その他「当該地域を管轄する一般電気事業者」とは東北電力株式会社を指すのでしょうか。
10	入札書（様式4）について、復代理人が提出する場合、代表者氏名は代理人で記載し代表者の押印は不用でしょうか。
11	「内訳書」・「契約書（案）」の様式について、基本料金と電力量料金によらず割引額の項目を追加していただくことは可能でしょうか。
12	契約書（案）第7条（契約電力）について、最大需要電力500キロワット以上となる場合は協議の上、契約電力を変更するとしていますが、仕様書別紙2の契約電力とはならないのでしょうか。（例：美術館）

## 回 答 事 項

- 1 差し支えありません。
- 2 差し支えありません。
- 3 発行日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書(写)の提出をお願いします。
- 4 契約書の記載内容については、協議・修正できません。記載内容の疑義及び契約書(案)に定めのない事項については、第19条により協議を行います。
- 5 契約書の記載内容については、協議・修正できません。
- 6 契約書の定めのない事項で約定する必要がある場合については、契約書(案)第19条により協議を行います。
- 7 口座振替での支払いも可能です。
- 8 各施設の判断により振り込み又は口座振替で支払います。また、支払いについては各施設の個別対応となります。
- 9 お見込みのとおりです。
- 10 差し支えありません。
- 11 「内訳書」・「契約書(案)」の様式変更はできません。割引を適用する場合は、適用後の単価で積算のうえ入札することになります。
- 12 各施設の契約電力は、仕様書別紙2の契約電力のとおりです。契約書(案)第7条(契約電力)の最大需要電力500キロワット以上となる対象施設に該当するのは美術館のみであり、契約電力に変更が生じる場合は協議により変更します。